

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報誌等を広告媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 社協だより

(2) その他広告媒体として活用できると認められる本会保有財産または広報物

(対象となる事業者)

第3条 広告掲載の対象とする事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反する事業若しくは行為を行う者又はそのおそれがある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う者

(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う者

(4) たばこの製造又は販売に関する事業を行う者

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(広告の掲載基準)

第4条 この告示において、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性があるもの

(4) 意見有料広告又は個人の宣伝に係るもの

(5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(6) 良好な景観若しくは風致を害するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 事実と異なるもの

(9) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと本会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

2 前項各号に掲げる内容に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 第2条第2号に掲げる広告媒体に係る広告の規格等については、その実情に応じて定める。

(広告の募集)

第6条 会長は、広告媒体に広告を募集するときは、その種類ごとに社協だより等に募集内容を掲載するものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、本会有料広告掲載申

込書（様式第1号）に広告の原稿等を添えて、希望する掲載号の2か月前までに会長に提出しなければならない。

（掲載の決定）

第8条 会長は、前条の申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定に基づき、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、広告の掲載の可否を決定したときは、本会有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えたときは、次の各号の順により広告の掲載を決定する。ただし、同順位であるときは、抽選により決定するものとする。

（1）地方公共団体、公益法人又はこれらに類する者の広告

（2）みよし市内に事業所等を有する民間企業の広告

（3）みよし市外に事業所等を有する民間企業その他社協会長が認めるものの広告

（広告内容の協議）

第9条 広告の内容、デザイン等は、本会の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、申込者及び本会の間で協議及び調整ができる。この場合において、申込者は、正当な理由があるとき以外は訂正、削除等に応じるものとする。

（掲載料の支払い）

第10条 広告掲載の決定通知を受けた者は、会長の指定する期日までに広告掲載料を支払うものとする。

（掲載料の還付等）

第11条 納入済みの掲載料は、還付しない。ただし、申込者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（申込者の責任）

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、申込者が負担するものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 会長は、本会の業務運営上支障があるとき、又は指定の期日までに掲載料の支払いがなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会有料広告掲載申込書

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会 会長 あて

申込者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会有料広告掲載要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

業 種	
社協だより 掲載希望月	<input type="checkbox"/> 4月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 10月号 <input type="checkbox"/> 1月号 (希望する月に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください)
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 掲載広告のデザイン画 <input type="checkbox"/> その他、掲載広告の内容のわかるもの

(様式第2号)

年 月 日

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会有料広告掲載決定通知書

様

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載については、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会有料広告掲載要綱第8条第2項の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
社協だより掲載月	<input type="checkbox"/> 4月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 10月号 <input type="checkbox"/> 1月号 (希望する月に <input checked="" type="checkbox"/> が付いています)
掲載しない理由	
掲載料	円
掲載料の支払い	年 月 日 (広告を掲載する社協だより発行日の前日) までに別に発行する請求書により振込みしてください。 (振込み手数料は申込者負担になります。)
広告原稿の提出期限	掲載を希望する社協だより発行日の2か月前までに別表の基準を満たすデータを作成し、メールにて提出してください。
備考	

別表

広告媒体	掲載位置	規格	掲載料等
(1)社協だより	表紙、裏表紙を除く、最下段	縦 4.8 cm×横 8.6 cm(1 枠) データ (JPEG 形式、指定サイズ 100%、解像度 300dpi 以上) 4 色刷り (シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック)	[掲載料] 1 枠につき 1 号当たり 15,000 円 (消費税及び地方消費税含む) [掲載期間] 1 号単位 [掲載枠数] 1 号につき、2 枠まで
(2)その他広告媒体として活用できると認められる本会保有財産または広報物	実情に応じて決定	実情に応じて決定	実情に応じて決定

